

親 傳 館	大正十三年	授 免 保 業	マクドナルト	芝區榮町一
二 葉 保 育 園	明治三十三年	幼 兒 保 育 及 隣 保 施 設、母 の 家 二 葉 保 育 園 分 園 (四ッ谷區旭町四)	野口 徳永 恕子	四谷區元町六六、六七
四 風 瓜 生 會	明治三十年六月	施 藥 救 療、人 事 相 談、授 産 及 職 業 補 導、婦 人 宿 泊、母 子 收 容 所、託 兒 所、講 演 會	三輪 政一 精 華	小石川區大塚坂下町一三四
東京府目白授産場	大正十三年六月	家 庭 副 業 の 奨 勵 ミシン、編物、刺繡、鼻緒、封筒、のし折等	東京府家庭副業奨励會 總 井 孝子	府下高田町目白驛下車
東京府千駄ヶ谷授産場	大正十三年五月	家 庭 副 業 の 奨 勵 ミシン、編物、刺繡、和服、裁縫	東京府家庭副業奨励會 福岡 保子	府下千駄ヶ谷町代々木驛下車
家庭製作品奨励會	大正六年	家 庭 副 業 の 奨 勵 ミシン、編物、刺繡、タツチ、ソグ等	田村 彰子	麻布區弁町一〇三
婦人向上會愛の家	大正十二年十月	愛 の 家、婦 人 宿 泊、授 産、職 業 紹 介、託 兒	新渡邊 琴子 坂原 はま子 燗山 八重子	本郷區上富士前町七三
花 の 日 會	大正三年	花 の 日 の 純 益 金 を 社 會 救 濟 慈 善 事 業 に 分 配	嘉悦 孝子	麹町區土手三番町二十一
婦人復興會	大正十一年十一月	授 産 場 經 營 婦 人 宿 泊 所	戸板 關子	赤坂區青山南町六ノ一四七
至 誠 會	大正十二年	女 子 醫 專 の 校 友 會 社 會 事 業 に 對 する 勞 務 的 援 助 身 上 相 相 談 宿 兒 相 談 授 産 談	魏町區飯田町四丁目三	

婦人經濟會	大正十二年九月	幼 兒、乳 兒 保 育、社 會 衛 生 に 關 する 講 演、講 話 婦 人 衛 生 材 料 の 調 査 研 究 貧 困 者 に 救 済	林 琴子	牛込區市ヶ谷田町三丁目二十一
東京婦人會館	大正十三年七月	婦 人 經 濟 會 經 營 授 産、職 業 紹 介、婦 人 宿 泊、日 用 品 賣 場	嘉悦 孝子 佐藤 良子	芝區愛宕下町(芝青松寺内)
婦人共愛會	大正十三年六月	授 産、宿 泊、人 事 相 談、教 育 社 會 事 業、國 産 獎 勵 の 運 動、人 事 相 談	山根 菊子 田邊 八重子 上村 露子	四谷町舟町 芝區巴町六九
日本婦人協會	大正十二年九月	授 産、宿 泊、人 事 相 談、教 育 社 會 事 業、國 産 獎 勵 の 運 動、人 事 相 談	後藤 静香	市外西大久保二三六
希望社	大正七年六月	個 人 修 養 家 庭 改 善 思 想 導 引、善 風 作 興、救 護 慰 問 勤 勞 女 學 校 經 營、宿 泊	藤井 藤太	神田區三崎町一ノ四
東京三崎會館	大正四年四月	託 兒、法 律 人 事 相 談 診 療、兒 童 遊 園 及 文 庫、慰 問 看 護、兒 童 健 康 相 談	西田 天香	本所區小泉町二十四(子供の家内)
東京一燈園	大正十一年二月	簡 易 宿 泊 所、働 く 者 の 家 託 兒 所、子 供 の 家 (本所區小泉町二十四)	尙 笠原 貞子 小笠原 照子	麹町區富士見町二ノ八(尙侯爵邸内)
同心會	大正十一年二月	幼 稚 園		小石川區指ヶ谷町七二
愛泉寮	明治四十三年	孤 兒 及 不 遇 の 子 女 の 保 護		

永坂 孤女院 明治二十五年  
 寄宿舍を設け貧困兒孤女の養育及教育事業  
 東洋英和女學校經營

エム・エー・ロ  
 パルトソン  
 麻布區東島居坂八  
 (東洋英和女學校内)  
 芝區白金三光町三五七

一、思想及び婦人運動に關する團體

清惠幼女學會	明治十九年十一月	幼 兒 保 育	社會の生活改善與論の喚起	守屋 道子	府下大久保百人町三五六(婦人ホム内)
東京聯合婦人會	大正十二年九月	勞働部	婦人の産業經濟	河合 恕子	
日本婦人參政權協會	大正十三年	政治部	婦人の權の擴張責任	德永 孝子	
婦人參政同盟	大正十二年十一月	教育部	男女對等の教育行政	龜井 保子	
婦人聯盟	大正十二年	同	同	福岡 孝子	
婦人市政研究會	大正十二年四月	市政の研究 公民權獲得運動	同	山田 やす	
				村上 白落	
				金子 伊都子	
				新妻 伊都子	
				川崎 なつ子	
				中西 しな子	
				木内 きやう子	
				久布 白落	
				坂本 眞琴	
				荻野 好子	
				吉永 文子	
				衆樹 安子	
				小瀧 よし子	
					下谷區上野櫻木町四三
					基督教婦人矯風會

婦人社會問題研究會  
 たかね 婦人會  
 思想の研究  
 文藝及思想の研究  
 たかね女塾の經營

西川 文子 新眞婦人 本郷區助坂町  
 沼田 笠峯 下目黒多比す  
 (たかね女塾内)

三、職業婦人團體

全國小學校女教員會	大正十三年五月	職業上の連絡 教育上の研究調査會議開催 婦人問題の研究其他	柳澤政太郎 機關雜誌 神田區一ツ橋通(帝國教育會内)
東京市女教員修業會	大正九年七月	女教員としての向上發展並に相互の親睦	機關雜誌 小石川區高田老松町四四
東京府教員會	大正九年	府下正教員の親睦 向上連絡統一機關	小石川竹早町 (女子師範學校内)
日本女醫會	明治三十五年	醫學上に於ける知識の進歩、相互の親睦、例會及總會開催、雜誌發行、社會奉仕	牛込區山伏町一一 麹町區紀尾井町 (女子藥專内)
東京市藥劑師會	大正五年	相互救助 就職紹介其他	芝區愛宕下町(清水方)
東京vist協會	大正十三年三月	職業上の連絡 技術の研究	芝區松本町四四 (新妻伊都子方)
相互職業婦人會	大正十二年四月	職業婦人婦人問題の解決 vist女塾經營	府下巢鴨町一〇一九番 地(奥方)
婦人と勞働社		職業婦人問題の研究、雜誌發行	神田區西小川町
東京看護婦聯合組合	大正八年	看護婦の榮進並に連絡、救済 機關、看護婦學校經營	

大日本家庭幼稚園協會

幼 兒 教 育

東京聯合派出婦會

派出婦の養成、連絡、向上機

電話局誠和婦人會

修養娛樂機關、技藝の講習等

電氣局婦人修養會

大正十二年五月

婦人局員の修養娛樂機關

東京市統計課泉會

修 養

四、生活改善に關する團體

生活改善同盟會

大正八年

生活改善の研究及宣傳

世 帯 の 會

大正十年

日用品價格緩和消費經濟に關する講演並に展覽會

家庭婦人共接會

大正十一年

家庭經濟の改善家庭の不用品持寄展覽會

木 曜 會

家 庭 改 善

五、國際的團體

婦人平和協會

大正十年

國際的友誼の向上

東 洋 婦 人 會

永久的平和の確立

日 支 親 善 會

世界人類の幸福増進

支那婦人の慰安會

支那婦人の慰安會

二一〇

田所 敬子 機關雜誌 本郷區弓町

大和 俊子 赤坂區青山町二ノ七一

堀越 敏子 (家庭婦人會内)

山田 富貴子 丸の内中央電話交換局内

竹内 掛長 丸の内東京電氣局内

市役所統計課内

伊藤 博邦 生活改善 内 赤坂區南町

井上 秀子 櫻 風 會 理事(清藤秋子方)

大岡 萬子 世 帯 櫻 風 會

本野 久子 常 盤 會 内

赤星氏 夫人 女高師作樂會内

櫻田博士 夫人

塚本 はな子 井上 秀子 三番町七六 (塚本方)

井上 秀子 ツト發行 麹町區三番町七六

二〇〇 鍋島 榮子 赤坂區南町 理事(清藤秋子方)

ウーマンスクラブ

大正二年

駐日外交官夫人の社交俱樂部 毎週一回大使館に會し友誼を交す 講演會、音樂會開催

三〇〇

マンダラー 志立やなぎ

市外下添谷一六五 志立方

六、修 養 團 體

令 女 會

明二十年治

精佛 教神 善 業 話 話 業 話 話

二五〇

毛利 安子

京橋區築地 (本願寺別院内)

婦 人 法 話 會

明二十年治

眞宗の信仰を中心とする婦人の修養、法話會、講演會開催

八〇〇

岩倉 枝子 機關雜誌

淺草區松清町四〇 (淺草本寺内)

材 雲 婦 人 會

明三十九年治

日蓮主義の信仰と婦徳の涵養 東京感化院を重に助成す

五〇〇〇〇

村雲日淨尼 村 雲

日本橋區小傳馬町村雲 別邸事務所、小石川區白山前町(大乗寺願)

淺草婦人修養會

大正十一年

婦人の修養、技藝の習得、婦人會館、宿泊

七〇〇

德川 孝子 弘 道

麹町區牛ヶ淵公園内 元神田區小川町二ノ一

日本弘道會女子部

明二十三年

女子の夜學、校 修 養 會 開 催

七〇〇

嘉悦 孝子 弘 道

小石川區小日向臺町二丁目

女子體育同志會

社 會 教 育 協 會

女子の體育獎勵 社會 教 育

七〇〇

永井 道明 龍山 義亮

府立第二高等女學校

國民 婦 人 會

大正九年八月

婦人の向上及親睦 婦人問題研究會

七〇〇

國民新聞社 婦人問題 講演集

京橋區日吉町 (國民新聞社内)

七、藝 術 の 團 體

朱 葉 會

大正七年

女子の洋畫研究 作家展覽會開催

二四

小寺 菊子 津田 敏子

市外大久保百人町三三 九 (小寺菊子方)

二二二

月 曜 会 同  
和 光 社 同  
家庭師普及會 舞踊普及

長山はく子  
上野けん  
鈴木秀華  
推塚秀方  
水野秀方  
田邊八重子

市外下落合

## 第六 英米職業婦人に關する調査

### 目 次

- 一、職業婦人の趨勢
- 二、職業婦人と扶養者
- 三、職業婦人の小兒死亡率
- 四、職業婦人と所得

### 關 係 書 類

1. Infant Mortality Series No. 8, Bureau Publication No. 37, by M. V. Dempsey.
2. Infant Mortality Series No. 6, Bureau Publication No. 20, by Beatrice Sheets Durcan and Emma Duke.
3. Boys and Girls in Commercial Work, by Bertha M. Stevens.
4. Infant Mortality, a Social Problem, by George Newman.
5. Woman Workers and Society, by Annie M. Maclean.
6. Married Women's Work, by Clementina Black.

7. The Responsibility of Women Workers for Dependents, by B. S. Rowntree and Frank D. Stuart.
8. Infant mortality Results of a field study in Johnstown, Pa., based on births in one Calendar, by Emma Duke.
9. August Bebel, Women, Past, Present and Future.
10. C. J. Bullock, Introduction to the Study of Economics.
11. J. S. Mill, Principle of Political Economy.
12. Philippovich, Grundriss der Politischen Oekonomie. Bd. I.
13. Herrmann, Staatswirtschaftliche Untersuchungen.
14. Schmoller, Grundriss der Volkswirtschaftslehre. Bd. II.
15. Conrad, Handwörterbuch der Staatswissenschaft. Bd. II.
16. Elster, Wörterbuch der Volkswirtschaft. Bd. I.
17. Alfred Marshall, Elements of Economics of Industry.
18. "Principle of Economics.
19. Report to Commission of Labor on Employment of Women.
20. J. A. Hobson, The Evolution of Modern Capitalism.
21. The American Year Book, 1919, published by D. Appleton and Co. 1920.
22. Rates of Wages, Special Articles, Labour Gazette, Oct. 1922.
23. Labour Review, Jan. 1921, Bureau of Labour statistics, U. S. Dept. of Labour.
24. The Survey, Jan. 8, 1921.
25. The American Labor Year Book, 1919—20, published by The Rand School of Social Science, N. Y.
26. S. J. Chapman, Work and Wages, Part III, Social Betterment, Longmans, Green and Co.

27. Adams and Sumner, Labor Problems, Macmillan Co. 1919.  
 28. Hours, Wages, and Working Conditions of Women in New York State. Labor Review, Dec. 1921.  
 29. Sombart. Gewerblich Arbeiterfrage.  
 30. W. Lejis, Volkswirtschaftslehre, die Kultur der Gegenwart, ihre Entwicklung und ihre Ziele. Herausg. gegeben von P. Hinneberg, Teil II. Band 10. I. zweite Aufle.  
 31. Nora Milnes, Child welfare.  
 32. 増田 重喜著 労働政策  
 33. 山本美越乃著 労働問題

### 一、職業婦人の趨勢

米國に於ける男女青年の就職上の分野を観るに、一九一五年に發表したオハイオ工業會議所の報告者に依れば、男女十八才以下のクリーヴランド市事務員數に於て男子の六十三パーセントに對し女子は三十七パーセントを示してゐる。一九一〇年に行はれた合衆國國勢調査に依ると、同年クリーヴランド市に於ける十八才以下の男女書記數中、男子の六十一パーセントに比し女子は三十九パーセントを示してゐる。オハイオ州クリーヴランド調査協會委員ベルタ・エム・ステヴンス氏 (Bertha M. Stevens) に依れば就職人員に於て年少職業婦人數が男子に比し少きは、

- 一、男子は女子に比し法制上就職年齢低下せること。  
 二、男子は女子に比し早期より不熟練労働者として就職するもの多きこと。  
 これに依つて職業婦人に於ては

一、就職年齢が男子よりも向上せること。

二、一定の職業に對する技倆的訓練を経たるものにあらざれば概ね女子を採用せざる傾向あること。

斯くの如く米國に於ける職業婦人は、就職以前に技倆的訓練を受くるものが多いので、或一定の職に就きたる場合には、多くは同種の職業を支持し、男子に於ける如く屢々異なる職業に轉ずるものは少いのである。

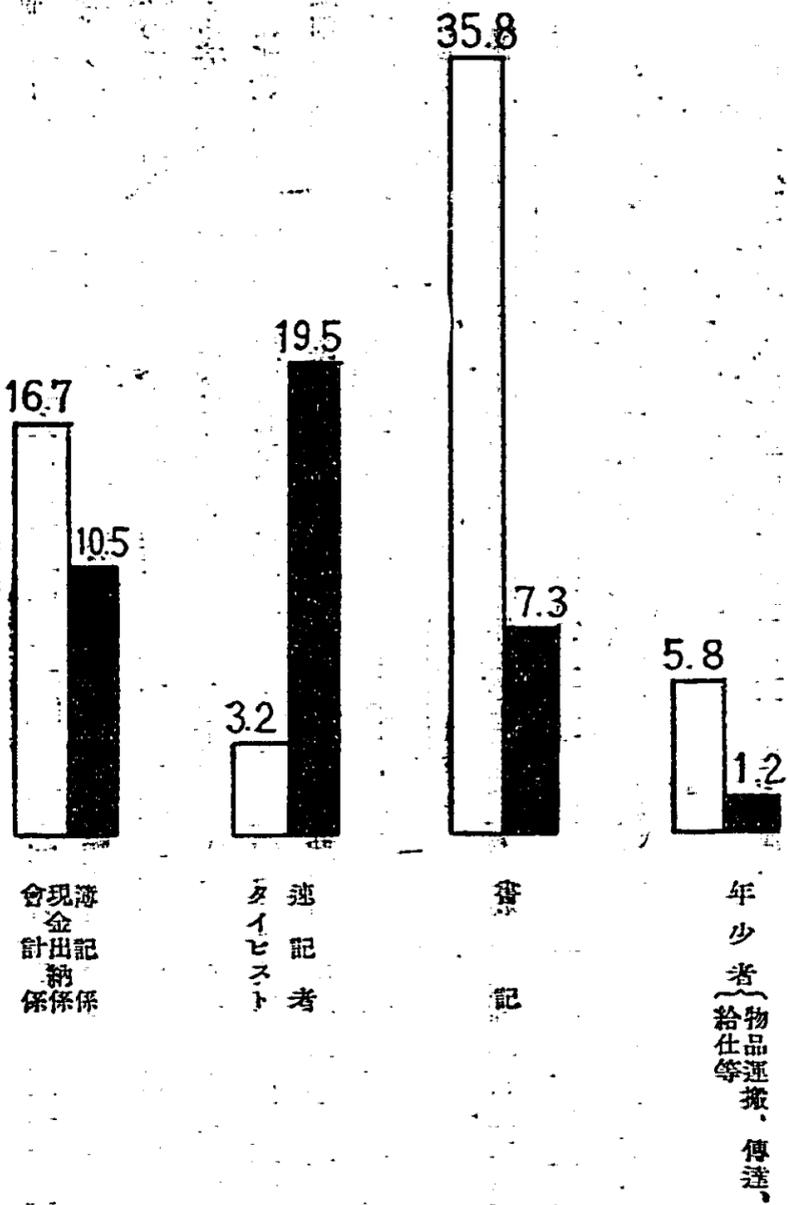
従つて長く同一の雇傭關係にあり、若くは雇主を替へても同種の職業を固執する傾向があるので、新雇傭關係により生ずる労働條件に於て進歩を見る事が少く、賃銀過程に於ても所得を著しく増進することが無い。また雇傭關係より觀すれば職業婦人の就職的宿命として、自己の既得能力たる技倆的方面に於て多くは指導せられてゐるから、技倆的訓練即ち特殊技能と云ふことが就職を可能ならしめてゐるので、此の方面に於て女子は職業の範圍を規制せられてゐるのである。この點は今後、米國と等しくいづれの國の職業婦人も、同様の過程を辿らなければならぬものと觀ずることが出来る。

けれども職業婦人は技倆的訓練と云ふ分業的條件に於て、就職上の範圍を規制せられても、事務的能力に於て猶その範圍を擴張すべき餘地あることは、次の數字に於て立證せられてゐる。一九〇〇年より一九一〇年に至る十年間に、クリーヴランドに於ける女子事務員中、管理的方面の職業婦人數は三・八パーセントを示し、即ち二分の一強の増加率である。

更に米國に於ける職業婦人の種類並に男子に對する數勢を示せば、

一九一〇年合衆國々勢調査に於けるクリーヴランド男女事務員の主なる職業別とその割合は、次の圖解に於て認める事が出来る。  
 (白色は男子の成年及び未成年者、黒色は女子の成年者を示す)

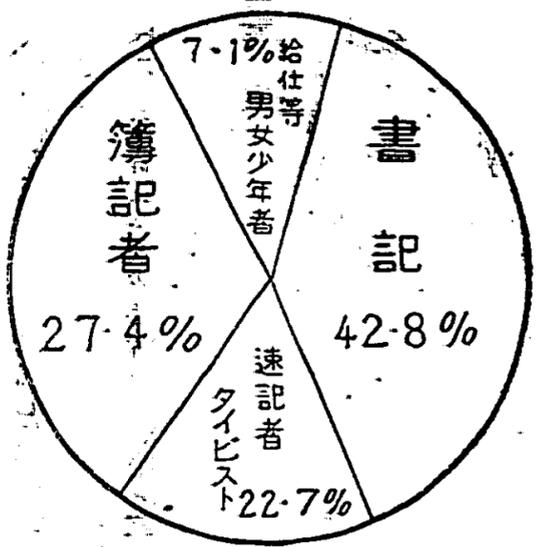
第一表



(Percentage distribution of men, boys and women, girls in office work in Cleveland, U. S. Census, 1910, set, out by R. M. Stevens.)

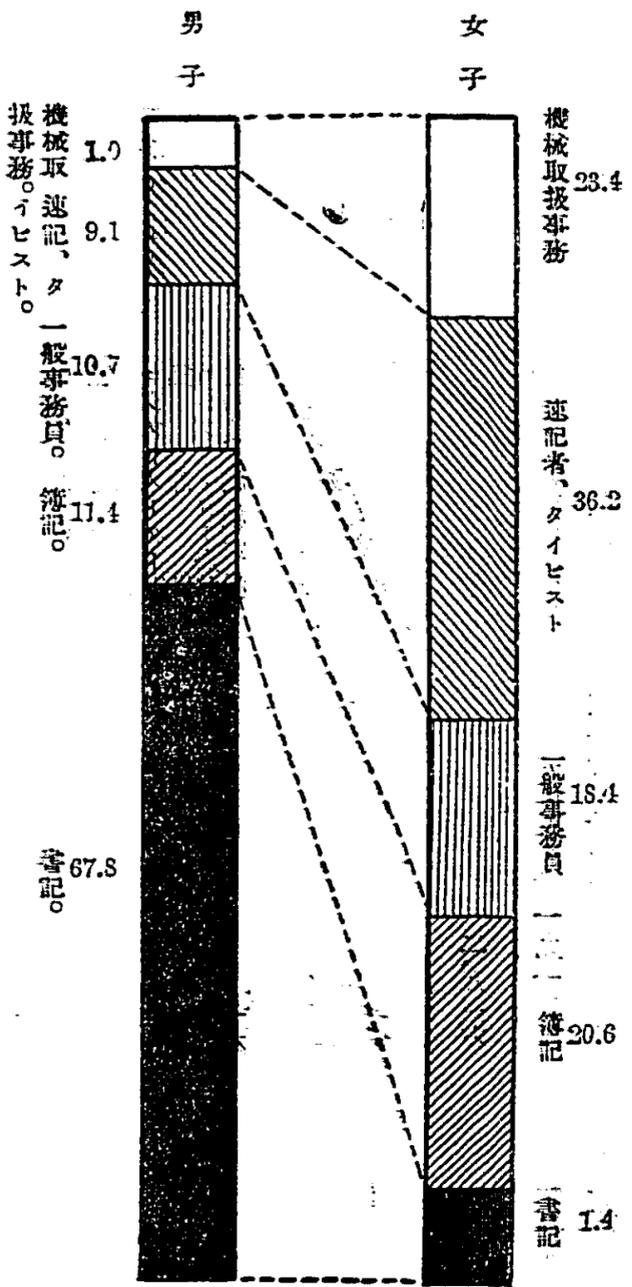
此の表に於て男子にありては、書記の職を占めてゐるものが最も多く、女子にあつては、速記者、タイピストの就職者が、最高位を占めてゐる事を認むるのである。即ちクリヴランドに於て事務員の職を有する男女（成年者未成年者共）總數は、一九一〇年には二萬二千人を示してゐるが、男女を包括してその職業別の數勢を圖解すれば

第二表





第四表



(Percentage distribution of non-administrative Positions in office work held by Men and Women in Cleveland, 1912 — 15, set out by B. M. Stevens.)

第四表に依れば職業別に於て男子は書記最も多く六七・八を示し、女子にありてはタイピスト、速記者最も多く三六・二を示してゐる。男子にありて書記に次ぐもの簿記一一・四、一般事務員一〇・七、速記者、タイピスト九・一、機械取扱事務員一・〇を示してゐるのに對し、女子にありてはタイピスト、速記者に次ぐもの機械取扱事務員二三・四、簿記

二〇・六、一般事務員二八・四、書記二・四の順序に低減してゐる。

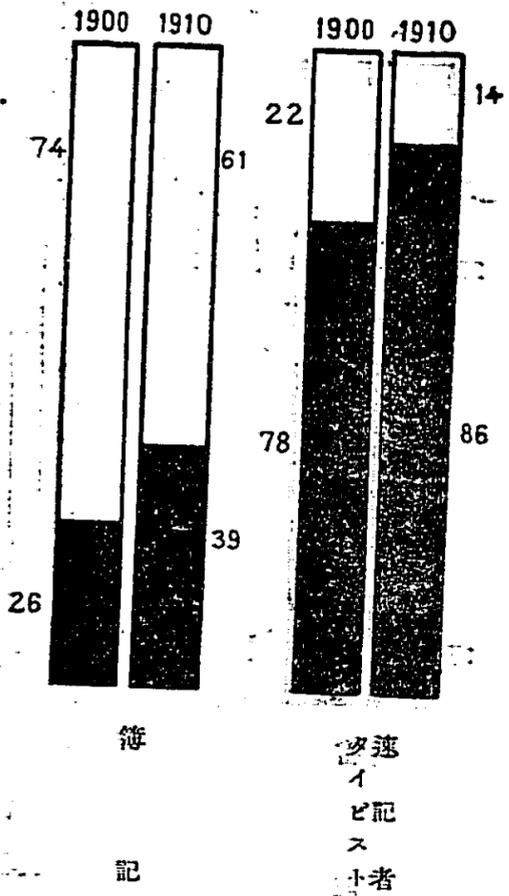
即ち男子一〇〇の職業者に於て、書記六八を示してゐるのに反して、婦人二〇〇に對し書記は二を示して居り、男子一〇〇中事務用機械取扱一に對し、婦人二〇〇中事務用機械取扱三三を示してゐるのである。

オハイオ州クリヴランド協會調査委員ビシ・エム・スチヴンス氏は、該問題の趨勢を述べて曰く、一九〇〇年より一九二〇年に至る十年間に、職業婦人は三つの方面に増加を示して居る。速記タイピスト、書記、簿記の三種の職業に於て女子就職者が増加してゐるが、そのなかでも速記タイピスト、書記の方面に於てはその變化著しくなかつたが、女子の簿記就職者の著しく増加したことに注意を拂はねばならぬ。

この趨勢に就き、男子に於けるものと對比すれば、次の圖解に於て觀察することが出来る。  
(但し白色は男子で、黒色は女子を示してゐる)。

第五表





(Diagram-Increase in the Proportion of Women in Clerical Positions in Cleveland from 1903 to 1910, set out by B. M. Stevens.)

米國に於ける雇傭關係にある婦人は十九世紀末葉以來増進し、職業婦人總數の割合は十六歳及それ以上のもの二六七〇年には一五・八、一八八〇年には一九・四に増進し、一八九〇年には一八・九に減退したるも一九〇〇年には一九・四に増進し、一八八〇年より一八九〇年に至る間に、職業婦人は、その増加數に就き二倍を示してゐる。(Adams and Sumner, Labor Problems, p. 48.)

既婚婦人に於ても一八九〇年より一九〇〇年に至る間に於て四・六パーセントより五・六に増進し、獨身者及び離婚者の職業婦人増進率に比し、比較的増大してゐるのである。(Op. cit. 58.) 次に一九〇〇年に於ける米國に雇傭婦人の重なる職業種別を示せば、

職業	十六歳及それ以上の職業婦人數		十歳より十五歳に至る職業婦人數	
	人員數	百分率	人員數	百分率
農業	七七〇、〇五五	一五・九	二〇七、二八一	四二・七
自山職業	四二九、四九七	八・九	一一〇、〇〇〇	〇・三
室内及び個人的従業	一、九五三、四六七	四〇・四	一四二、九八二	二九・二
商業及び交通業	四八一、一五九	一〇・〇	二二、一八八	四・六
製造工業及び機械工業	一、一九九、四五二	二四・八	一一三、二一六	二三・三
合計	四、八三三、六三〇	一〇〇・〇	四八五、九六七	一〇〇・〇

(Distribution by Main Classes, of Females in Gainful Occupation, in 1903, Adams and Sumner, Op. cit. p. 38.)

更に工業方面に於て米國婦人従業者の趨勢を細みなければならぬ。同國労働省婦人労働局は最近同國工業界に於ける職業婦人の現狀に關し、調査報告書を公表したのである。

この資料はクリスト教年少婦人協會戦時保護會より得たもので、戦時より一九一九年八月に至る間の調査である。この調査の主眼とした處は戦時に於ける婦人従業者の増加數、その従事せる職業の種類、新方向に就職せる者の成績を知らんとしたものであつた。即ち婦人従業者の増加數及び職業の種類と就職人員數を擧ぐれば

工業種別	第一、第二調査後報告せられたる事業数	従業員總数		婦人従業員数		賃銀享有者一千人に対する婦人従業員数	
		調査第一項	調査第二項	調査第一項	調査第二項	調査第一項	調査第二項
製鐵及製糊	3,114	10,533	10,637	3,326	10,533	11	11
鐵網以外の金屬工業	1,286	10,104	10,104	1,286	10,104	12	12
製材等	1,181	10,104	10,104	1,181	10,104	12	12
化學工業	210	10,104	10,104	210	10,104	12	12
製作及製作品業	311	10,104	10,104	311	10,104	12	12
石材ガラス品製造業	311	10,104	10,104	311	10,104	12	12
織物工業	1,181	10,104	10,104	1,181	10,104	12	12
食料品製造業	1,181	10,104	10,104	1,181	10,104	12	12
煙草製造業	1,181	10,104	10,104	1,181	10,104	12	12
製紙及紙器業	1,181	10,104	10,104	1,181	10,104	12	12
印刷業、出版業	1,181	10,104	10,104	1,181	10,104	12	12
戰時工事	1,181	10,104	10,104	1,181	10,104	12	12
合計	14,104	10,104	10,104	14,104	10,104	12	12

(Bulletin of the Women's Bureau, No. 12; The New Position of Women in American Industry, 1920. Women's Bureau, U. S. Dept. of Labor, Labor Review, Jan. 1921.)

賃銀享有者一千人に対する婦人従業員数

工業種別	一九一四年	一九二六年	調査第一項	調査第二項	一九一九年
製鐵鋼、鐵製品工業	29	33	16	15	17

製材木工工業	21	40	46	44	68
電車、鐵道軌道製造業	2	2	29	55	16
石材、土器、ガラス工業	39	59	115	155	154
製皮、皮製品工業	277	304	307	330	263
化學工業	85	79	98	142	85
鐵、鋼以外の金屬工業	150	148	149	178	193
自動車及附屬品工業	18	21	44	114	43
電氣機械	202	179	214	270	173
馬車、車輪製造工業	205	187	277	334	216
農業用機具製造業	15	15	22	45	2
農業用機具製造業	10	18	15	43	37
音樂器製造業	77	81	165	260	246
造船業(ボート製作加入)	2	1	6	7	2
光學用具製造業	265	154	327	371	251
活動寫真器械製造業	278	277	303	351	347
科學用及職業用器具	156	152	145	171	135
自動車、發働車及附屬品工業	20	77	66	98	91
飛行機及附屬品製造業	5	36	155	186	166
合計	65	77	106	139	100

(Proportion of Women on Labor Force of leading War Agent and Implement Industries before, during, and after the War. by the Women's Bureau of the U. S. Dept. of Labor. The Survey, Jan. 8, 1921.)

是等の表に於ける工業種別は、一九一四年に行はれし米國々勢調査に於ける工業分類中、その重要なものに依つたものである。また『第一次調査後とあるは、一九一八年二月より三月に至る間に於ける第一次調査後、七、八ヶ月の期間を云ひ、第二次調査後とあるは、一九一八年十月より十一月に至る第二次調査後四、五ヶ月間を示すものである。傳統的職業を除けば、此の表に於て女子の工業的職業趨勢を知ることが出来るのである。此の期間に於て雇傭せられたる米國工業職業婦人が急激に増加したのである。

而してその増加趨勢を觀するに、食料品製造工業に従事せる婦人數は、七千人を幾分超過した位で、煙草工業に於ては二千人に充たなかつたが、織物工業のみ一萬九千三百九人だけ増加を示してゐる。また化學工業に於ても四千人以上に増加し、製木材、修繕業に於ては、六千人以上に著しく増加し、製鐵鋼業に於ては一萬六千人以上の増を示してゐる。(Labor Review, op. cit.) 一九一四年には工業に於ける男子賃銀享有者一千人に對し、婦人従業者は僅に六十五人に過ぎなかつたが、一九一九年八月には休戦九ヶ月後、婦人従業員の割合は男子一千人に對する百人を示すに至つたのである。婦人就職上の趨勢は、新方面の企業に對して雇傭せらるゝのみならず舊來顧みられなかつた工業に於ても従業するやうになつたのである。(The Survey, op. cit.) そこで米國に於ける職業婦人に就き、次の點に於て注意すべきものがある。

- (一) 單に給仕、傳達婦と云ふが如き技術的熟練を要せぬ勞働に従事するものにおいて、年齢の早期より就職するものが多いのであるが、然らざるものにおいて即ち技術的教養の過程を経るものにおいて、就職年齢は低下して居らぬのである。
- (二) 未成年婦人にして就職するものの教養の過程を觀察するに、その技術的教養が分業化してゐて、従つて就職の過程に既に教養せられたる技術的能力の方向に進んでゐる。
- (三) 従つて所得の關係に就いて觀するも、その職業選擇が既得技術の方向に進んでゐるので、熟練の進歩も著しく、その勞働效能

に對して所得が決定せられてゐるから、給料の割合も良好の状態にあるのである。

たゞその地位が技術に基いた就職の結果であるから、分業的に發達した欠點として、或種の職業より他の異なる種類の職業に就くことを欲して居らぬから、職業的地位の向上が期待されてゐないのである。

(四) 書記の種類の職業にある成年者及び未成年者婦人の多數は速記者であつて、趨勢上次に位するものは簿記助手、機械使用事務員、及び一般事務員の順序になつてゐるのである。

(五) 年少婦人の少數のものは書記・若くは簿記主任の職を占めてゐる。

(六) クリーヴランドに於ける商業界に従事せる未成年及び成年職業婦人の八分の一は支配人、主任と云ふが如き管理前地位を占めてゐる。

(七) 年少婦人の就職上の機會を制限するものは、最初に習熟した一定の職業に固執せしむることであるが、またその技術を特殊化せしむるものである。

或職業につき繼續して訓練せられると云ふことは、その技術をして特殊化せしむることになるのである。

米國の職業婦人はそのやうな状態にある。

年少婦人が本來職業婦人を希望してゐなくとも、家庭の状況等の環境が遂に少女の將來をして職業婦人たらしめやうとする傾向を認められてゐる。

現状に於ては婦人の少數を除いては一般の職業婦人は社會的地位の高い職業を占むることは出来ない状態にあるけれども、職業に於ける社會的向上の可能性は認められてゐる。

更に英國に於ける職業婦人の趨勢を觀するに、先づ沿革上一八六二年にはイングランド及びウエールズに於ける婦人の工場従業員數は、餘り重要ならざる種類を除き、一百二萬四千二百七十七人を示めし、十九世紀末には約此の二倍に増加してゐた。

即ちロンドン市に於て職業婦人の種類に於て、使用人二十二萬六千人、教師保母一萬六千人、製本職五千百人、花

造四千五百人、婦人帽子小間物業五萬八千五百人、製版業一萬四千八百人、裁縫職二萬六千八百人、製靴業四千八百人、機械裁縫業一萬八千人、洗濯業四萬四千人を示してゐる。

(August: Rebel, Women Past, Present and Future, P. 107.)

一九二八年四月に英國政府より發表したる所に依れば、同國に於ける一九二四年七月現在職業婦人數と、一九二八年四月に於ける増加數との對比に於て、次の趨勢を觀察し得るのである。

業種	一九二四年七月 職業婦人數	一九二八年四月 職業婦人數 増加數
工 業	二,一七六,〇〇〇	五三七,〇〇〇
官 立 企 業	二,〇〇〇	一九七,〇〇〇
地方官廳管轄下にある瓦斯水道及電氣事業	六〇〇	四,〇〇〇
農 業	八〇,〇〇〇	九,〇〇〇
交 通 業	一七,〇〇〇	七八,〇〇〇
地方官廳管轄下にある電車事業	一,二〇〇	一八,〇〇〇
財 政、銀 行 業	九,五〇〇	六三,〇〇〇
商 業	四九六,〇〇〇	三五四,〇〇〇
自 由 職 業	五〇,五〇〇	五七,〇〇〇
旅館、公館、活動寫眞、劇場等	二八一,〇〇〇	二五,〇〇〇
郵 便 事 業	六〇,五〇〇	五九,二五〇
社 會 事 業	五,五〇〇	九九,五〇〇
地方官廳管轄下他の事業	一九六,二〇〇	三三,〇〇〇
	三,二七六,〇〇〇	一,五三三,〇〇〇

Statistics of Women Labor in England, The American Labor year Book 1919-1920, Published by The Rand School of Social Science.

而して直接男子に對して代用せらるる職業婦人數は工業五三二,〇〇〇、官立企業一八七,〇〇〇、地方官廳管轄下にあるガス、水道及電氣事業四,〇〇〇、農業四〇,〇〇〇、交通業七九,五〇〇、地方官廳管轄下にある電車事業一七,〇〇〇、財政、銀行業五九,五〇〇、商業三五二,〇〇〇、自由職業二二,五〇〇、旅館、公館、活動寫眞、劇場等四四,五〇〇、郵便事業六四,〇〇〇、社會事業八九,〇〇〇、地方官廳管轄下にある他の事業二六,〇〇〇、人合計二,五一六,〇〇〇人を示してゐる。而して是等職業婦人中増加數に於て最高を示せるものは、戦前婦人の從業數の比較的少かつた種類ののである。

此の最も著しきは工業の五十萬人以上、商業の三十五萬二千人以上の増加數である。

工業に關聯せる企業及び官立企業、の職業婦人數一九二八年四月に於て

軍需品工業 七〇一,〇〇〇  
工業に於ける其他の官立企業 七七四,〇〇〇

一九二四年七月に於ける恒常的勞働状態にある農業に従事せる婦人は八〇,〇〇〇を示めし、一九二八年七月には一三,二〇〇の増加を示めてゐる。

英國に於ける最近の趨勢を觀するに、好資料たるは次の調査報告である。

一九一九年秋、ビー・シー・ボーム・ラウンツリー氏とフランク・スチミアート氏が一九二一年度國勢調査のとき次の人口數を包容したりし各都市につき、職業婦人に關する調査を行ひしものである。

即ちニューカッスル・オン・タイン市人口二十六萬六千六百三十三人、ミッドルズプロロー市人口十萬四千七百六十七人、ハル市人口二十七萬七千九百九十一人、シェツフィールド市人口四十五萬四千六百三十二人、リーズ市人口四十萬五千五百五十人、オールダム市人口十四萬七千四百八十三人、マンチエスター市人口七十一萬四千三百三十三人、ノツェンガム市人口二十五萬九千九百四人、ダービー市十二萬三千四百十人、パーミンガム市人口五十二萬五千八百三十三人、ライセスタ市人口二十二萬七千二百二十二人の十一都市に就き實地調査の對象となつた戸数は六萬七千三百三十三件に達し、是等戸數に包容せられた十八歳以上の婦人従業者は一萬三千六百三十七人を示してゐる。左に以上各都市に於ける一九一一年度調査上の家庭數若くは従業者數、被調査戸數、年齢十八歳若くはそれ以上の職業婦人數婦人従業者に對する戸數割合の對表を示せば

都 市 名	家庭若くは従業者	被調査戸數	總戸數に對する割合	十八歳若くはそれ以上の婦人従業者數	婦人従業者と戸數との割合
ニューカッスルオンタイン	五五、五七〇	七、〇三一	一二・六	一、三五二	一九・二
ミッドルズプロロー	二一、四二八	七、四五五	三四・七九	一、三四一	一八・〇
ハル	六二、五七三	七、一九六	一一・五	一、三五五	一八・八
シェツフィールド	九九、〇六九	五、六一四	五・六	七三七	一三・一
リーズ	一〇二、五一四	五、四三二	五・二九	九四三	一七・三
オールダム	三三、三九二	三、九六五	一一・八	七八四	一九・八
マンチエスター	一五二、三一七	七、九三〇	五・二	二、〇三〇	二五・六
ダービー	二七、七二〇	六、〇〇七	二一・六七	一、二九四	二一・五
ノツェンガム	六〇、〇七〇	五、二〇八	八・六	一、二二六	二一・六
パーミンガム	一一、八一八	六、八一九	六・一	一、四三二	二〇・八

ラ イ セ ス タ ー 合 計	五 一、四 八 一	四、六 七 六	八 九	一、二 五 三	二 六 八
	七 七 七、九 五 二	六 七、三 三 三	八 六 五	一 三、六 三 七	二 〇 二

(B. S. Rowntree and Frank D. Stuart, The Responsibility of Women workers for Dependents, p. 16.)

此の表に於て家庭を有するものの従業者若くは單獨従業者數に於て、マンチエスター市最高位を占め、十五萬二千三百七十七人を占め次位はパーミンガム市の十一萬一千八百八十八人、第三位はリーズ市の十萬二千五百五十四人を示してゐる。

之に對し年齢十八歳若くはそれ以上の職業婦人數は、マンチエスター市最高位を占め二千三十人、次位はパーミンガム市一千四百二十二二人、第三位ハル市一千三百五十五人、第四位ニューカッスル市一千三百五十二人、第五位ミッドルズプロロー市一千三百四十一人、第六位ダービー市一千二百九十四人、第七位ライセスタ市一千二百五十三人、第八位ノツェンガム市一千二百二十六人を示してゐる。

更に是等人員數に基き各都市に於ける被調査職業婦人數と、職業婦人獨身者數、職業既婚婦人數、及び職業寡婦數との割合を示せば

都 市 名	被調査職業婦人數	獨身者數百分率	既婚者數百分率	寡婦數百分率
ニューカッスルオンタイン	一、三五二	一一・二九二	九五・五	二二・一一六
ミッドルズプロロー	一、三四一	一一・二六九	九四・六	三三・一一九
ハル	一、三五五	一一・二八九	九五・二	四九・一三七
シェツフィールド	七三七	六・三六	八六・三	四〇・一二九
リーズ	九四三	八・三四	八八・四	七二・一九八
オールダム	七八四	七・〇三	八九・七	七八・一八三
マンチエスター	二、〇三〇	三・三	九六・七	四八・一六一
ダービー	一、二九四	二・一	九七・九	二一・五
ノツェンガム	二、一五六	三・五	九六・五	二一・五
パーミンガム	一、四三二	二・一	九七・九	二一・五

マンチエスタ	二、〇三〇	一、八六五—九二〇	九七—四・七	六八—三・三
ダ	一、二九四	一、二二三—九四・五	二一—一・六	五〇—三・九
ノツヂンガム	一、二二六	七五四—六七・〇	二二六—二〇・〇	一四六—一三・〇
バーミンガム	一、四二二	八三七—五八・九	四一四—二九・一	一七一—二・〇
ライセスタ	一、二五三	一、一七三—九八・〇	二九—二・三	四六—三・七
合計	一三、六三七	一一、八八〇—八七・一	九五—一・七〇	八〇六—五・九

(Ibid)

職業婦人數に於てマンチエスタ市最高位を占め二千三十人、次位はバーミンガム市一千四百二十二、第三位ハル市一千三百五十五人、第四位ニューカッスル市一千三百五十二人、第五位ミッドルズブロー市一千三百四十一人、第六位ダービー市一千二百九十四人、第七位ライセスタ市一千二百五十三人、第八位ノツチンガム市一千二百二十六人を示めし、クイッツ市、オルダム市、シェツファイールド市は千人以下であるけれども、獨身の職業婦人數の多きはニューカッスル市最高位で九五・五を示めし、次でハル市九五・二ミッドルズブロー市九四・六、ダービー市九四・五、ライセスタ市九四・〇、マンチエスタ市九二・〇、オルダム市、リッツ市シェツファイールド市は八九・七、八八・四、八六・三の順序である。之に反し既婚職業婦人の多きはバーミンガム市最高位を占め二九・一、次位はノツチンガム市二〇・〇、を示めし、従つて職業婦人もノツチンガム市最高位を占め一三・〇、次位はバーミンガム市一二・〇を示めし、而して是等十一都市に於て被調査職業婦人數は、年齢十八歳及びそれ以上のもの一萬三千六百三十七人を示めし、このうち自己の経済的獨立の爲に働いてゐる職業婦人數一千六百四十五人即ち一二・〇六パーセントを示してゐる。(此の點に關して後項職業婦人と扶養者の率を参照せよ。)

## 二、職業婦人と扶養者

職業婦人となりし原因には種々の要因があらう。

併し特に注目すべきは、その要因中に扶養者の爲に職業婦人と爲つたと云ふ件數が、相當に計上せられてゐることである。本章には此の職業婦人と扶養者との關係に就き、説明する。

茲に謂ふ扶養者とは、一九一九年にビー・シー・ホーム・ラウンツリー氏とフランク・デー・スチニアート氏が、オクスフォード大學出版部より發表したる調査報告書に使用したる 'dependants' の譯語である。『生活維持の爲に賃銀享有者の世話になつてゐる者』の義である。

此の問題に關しラウンツリー氏及びスチニアート氏が、一九一九年秋實地調査をなしたる場所は、英國に於ける次の都市であつた。

ニューカッスルオンタイン市。一九一一年國勢調査に於て人口二十六萬六千六百三人を有し、特に機械工業、製鐵鋼工業、造船業、ガラス及陶器製造等の工業町である。婦人就職上の趨勢に於て、他の町に比し低下してゐるのである。ミッドルズブロー市。同年人口十萬四千七百六十七人を有し、英國に於ける製鐵業の最も樞要なる都市の一である。

労働の性質が過激であるが爲に、此の町に於て行はれてゐる賃銀率は、他の都市に比し比較的高い状態にある。従つて婦人の就職上の趨勢に於て、他の町に比し低下してゐるのである。

ハル市。同年人口二十七萬七千九百九十一人を有し、造船業、機械工業、榨粕製造業、製粉業、鞣皮業等はその重要な産業である。従つて婦人の就職上の趨勢に於て、他の町に比し低下してゐるのである。

シェフイールド市。同年人口四十五萬四千六百三十二人を有し、重量製鐵品、甲裝鐵板に關する製造工業地である。婦人就職上の趨勢は他の都市に比し、幾分平均を示めしてゐる。

此の都市に行はれてゐる賃銀も、その率が可なり高いのである。

リーヅ市。同年人口四十四萬五千五百五十人を有し、英國毛織物の中心地として重きを爲してゐる。此の主なる産業以外に、動力機關製造、重量製鐵品及び製鋼業、ガラス、製皮業等の産業も發達してゐるのである。婦人就職上の趨勢は、幾分良好である。

オールダム市。同年人口十四萬七千四百八十三人を有し、紡績工業の重要都市である。婦人労働者の賃銀も高率を示めしてゐる。

マンチエスター市。同年人口七十一萬四千三百三十三人を有し、紡績、織物工業、漂白及印刷業機械工業がその主なる産業である。

ノツチンガム市。同年人口二十五萬九千九百四人を有し、レース及メリヤス業の工業地である。賃銀率は幾分低下してゐるけれども、婦人向の職業の趨勢が高いのである。

ダービー市。同年人口十二萬三千四百十人を有し、鐵道工業の中心地である。絹織物、綿織物及びレース製品工業を包括せる幾多婦人向工業の盛んな都市である。

パーミンガム市。同年人口五十二萬五千八百三十三人を有し、蒸汽ガス機關、鐵道用機關器具、自轉車、彈丸、螺旋、

眞鍮製材等の工業地である。婦人就職上の趨勢は、他の都市に比し普通である。

ライセスター市。同年人口二十二萬七千二百二十二人を有し、毛糸、メリヤス、靴及び農具製造工業地である。婦人就職上の機會は良好である。

是等十一都市に於て實地調査の對象となつた戸數は六萬七千三百三十三件に達し、是等戸數に包容せられてゐた職業婦人數は、年齢十八歳及びそれ以上のもの一萬三千六百三十七人を示してゐる。このうち自己の經濟的獨立の爲に従業せる婦人數一萬一千九百八十二人即ち八七・九四パーセントを示し、他の一千六百四十五人即ち一二・〇六パーセントは全然若くは一部扶養者の爲に働いてゐるものである。即ち各都市に於ける此の割合を示せば

	經濟的獨立の職業婦人		扶養義務者としての職業婦人數	
	人員數	百分率	人員數	百分率
ニューカッスルオンティン	一、一六四	八六・一〇	一八八	一三・九
ミッドルズブロー	一、一七〇	八七・二五	一七一	一二・七五
ハル	一、二一四	八九・六〇	一四一	一〇・四〇
シェフイールド	六四〇	八六・八四	九七	一三・一六
リー	八一六	八六・五四	一二七	一三・四六
オールダム	七一四	九一・〇〇	七〇	九・〇〇
マンチエスター	一、八〇五	八八・九二	二二五	一二・〇八
ダービー	一、一三六	八七・七九	一五八	一二・二一
ノツチンガム	一、〇〇四	八九・一八	一二二	一〇・八二
パーミンガム	一、二三五	八六・八五	一八七	一三・一五

ライセスター 一、〇九四 八七・三一 一五九 一二・六九  
 合 計 一、九九二 八七・九四 一、六四五 一二・〇六

(B. S. Rowntree and Frank D. Stuart, 'The Responsibility of Women Workers for Dependents', p. 18.)

之を先づニューカッスルオンタイン市に就いて観するに、扶養者を有する職業婦人の年齢別とその人員數及び扶養者數との關係を示せば

年齢別	被調査婦人數	扶養者總數	扶養者平均數	扶養者總數の百分率
一八—二〇	五四	三三・五八	〇・六二	二六・六九
二一—二五	七六	四七・九〇	〇・六三	三八・〇七
二六—三〇	三〇	二〇・一九	〇・六九	一六・〇五
三一—三五	九	七・四五	〇・八三	五・九二
三六—四〇	一三	一二・三四	〇・九五	九・八一
四一—五〇	六	四・四三	〇・七二	三・四六
五一—六〇				
六〇以上				
合計	一八八	一二五・八〇	〇・六七	一〇〇

また同市に於ける職業婦人の配偶状態と、その人員數及び扶養者數との割合を示せば

配偶状態	職業婦人數	扶養者數	扶養者平均數	扶養者總數の百分率
有夫	一六五	一〇三・一四	〇・六二	八一・九八
獨身	五	五・四五	一・〇九	四・三四

寡婦 一八 一七・二二 〇・九六 一三・六八  
 一八八 一二五・八〇 〇・六七 一〇〇

ニューカッスルオンタイン市に於ける是等職業婦人が、扶養者の爲めに勤勞するに至りし原因に就きては  
 ニューカッスルオンタイン市

原因	件數	扶養者總數(成年者)	件數の割合	扶養者の割合
父の死	一一一	六三・六一	五九・〇四	五〇・五七
父の疾病	一八	一七・二二	九・五八	一三・六八
父の疾病	一七	一三・〇六	九・〇五	一〇・三八
夫の疾病	一	一・〇〇	〇・五三	〇・八〇
捨てられたる妻若くは母	八	六・七八	四・二六	五・三九
老いたる親、伯母を有するもの	五	三・九八	二・六六	三・一六
従老補助金の不足	二	〇・六六	一・〇六	〇・五二
賃銀の低額、大家族	一一	八・九二	五・八五	七・〇九
父若くは夫の失業	二	一・三二	一・〇六	一・〇五
未婚の母の爲に	一〇	七・六六	五・三二	五・七七
妹等の病弱	三	二・〇〇	一・五九	一・五九
雜				
合計	一八八	一二五・八〇	一〇〇	一〇〇

ニューカッスルオンタイン市に於ける職業婦人が扶養者を有するに至りし原因中、その割合の多きは父の死最高位を占め五九・〇四を示めし、次に夫の死九・五八、父の疾病九・〇五、賃銀の低額、大家族五・八五、未婚の母の爲五・三

二、捨てられたる母四・二六、老いたる親、伯母二・六六、妹等の病弱一・五九、等の順位である。  
 パーミンガム市に於ては、扶養者を有する職業婦人の年齢別とその人員数及び扶養者数とを示せば

年齢別	職業婦人 人数	扶養者数	扶養者 平均数	扶養者總數 の百分率
一八—二〇	二四	一六・五四	〇・六九	一〇・九八
二一—二五	四〇	二六・七一	〇・六七	一七・七二
二六—三〇	三六	二八・六六	〇・八〇	一九・一六
三一—三五	二一	二一・六六	一・三〇	一四・三八
三六—四〇	三五	三四・六七	〇・九九	二三・〇二
四一—五〇	二五	一八・九〇	〇・七五	一二・五四
五一—六〇	六	三・三〇	〇・五五	二・二〇
六〇以上	一八七	一五〇・六四	〇・八〇	一〇〇

同市に於ける職業婦人の配偶状態とその人員数及び扶養者数との割合を示せば

配偶状態	職業婦人 人数	扶養者数	扶養者 平均数	扶養者總數 の百分率
獨身	八〇	五一・七二	〇・六四	三四・三三
有夫	六七	六四・三五	〇・九六	四二・七一
寡婦	四〇	三四・五七	〇・八六	二二・九六
	一八七	一五〇・六四	〇・八〇	一〇〇

パーミンガム市に於ける是等職業婦人が、扶養者の爲に勤勞するに至りし原因に就きては

パーミンガム市

原因	件数	扶養者總數 (成年者)	件数の割合	扶養者の割合
父の死	五〇	三〇・四七	二六・七四	二〇・三三
父の疾病	三六	三二・七五	一九・二五	二一・七四
父の疾病	一六	一〇・二八	八・五六	六・八二
捨てられたる妻若くは母	二〇	二六・五三	一〇・七〇	一七・六一
老いたる親、伯母を有するもの	八	七・二七	四・二八	四・八二
養老補助金の不足	二	〇・九九	一・〇七	〇・六六
賃銀の低額、大家族	六	二・六四	三・二一	一・七五
父若くは夫の失業	二三	一九・九三	一二・三〇	一三・二三
未婚の母の爲に	一二	九・二一	六・四一	六・一一
妹等の病弱	二	九・五七	六・四一	六・三五
雜	二	一・〇〇	一・〇七	〇・六六
	一八七	一五〇・六四	一〇〇	一〇〇

パーミンガム市に於ける職業婦人が扶養者を有するに至りし原因中、その割合の多きは、ニユカーツスルオンタイン市に於けると等しく、父の死最高位を占めて二六・七四を示めし、次に夫の死一九・二五、賃銀の低額、大家族一一・三〇、夫の疾病一〇・七〇、父の疾病八・五六、父若くは夫の失業と未婚の母に於ける数字は同様に六・四一を示めし、捨てられたる母四・二八等の順位である。

ノツチンガム市に於ては、扶養者を有する職業婦人の年齢別とその人員数及び扶養者数とを示せば



二六—三〇	二八	一六・一三	〇・五七	一五・四三
三一—三五	一六	一二・一九	〇・七六	一一・六九
三六—四〇	二一	九・九七	〇・九〇	九・五六
四一—五〇	二〇	五・九四	〇・五九	五・六九
五一—六〇	二	一・三三	〇・六六	一・二八
六〇以上	一五八	一〇四・三三	〇・六六	一〇〇

同市に於ける職業婦人の配偶状態とその人員数及扶養者数との割合を示せば

配偶状態	職業婦人	扶養者数	扶養者平均数	扶養者總数の百分率
獨身	一三二	八一・八五	〇・六二	七八・四五
有夫	一一	九・六一	〇・八〇	九・二二
寡婦	一四	一二・八七	〇・九二	一二・三三
	一五八	一〇四・三三	〇・六六	一〇〇

ダービー市に於ける是等職業婦人が扶養者の爲に勤勞するに至りし原因に就きては

原因	件数	扶養者總数(成年者)	件数の割合	扶養者の割合
父の死	八四	五〇・九五	五三・一七	四八・八四
父の疾病	一一	一〇・〇六	六・九六	九・六四
夫の疾病	一八	一四・一六	一・三九	一三・五七
夫の疾病	七	五・六五	四・四三	五・四二

原因	件数	扶養者總数(成年者)	件数の割合	扶養者の割合
捨てられたる妻若くは母老いたる親、伯母を有するもの	二	一・三三	一・二七	一・二八
養老補助金の不足	一六	六・九三	一〇・二二	六・六四
賃銀の低額、大家族	八	七・一〇	五・〇七	六・八一
父若くは夫の失業	一一	七・一五	六・九六	六・八四
未婚の母の爲に	一一	一・〇〇	〇・六三	〇・九六
妹等の病弱	一	一・〇〇	〇・六三	〇・九六
雑	一五八	一〇四・三三	一〇〇	一〇〇

ダービー市に於ける職業婦人が扶養者を有するに至りし原因中、その割合の多きはニューカッスルオンタイン市、パーミンガム市、ノッテングラム市に於けると等しく父の死、最高位を占め、五三・一七を示し、次に父の疾病一一・三九、養老補助金の不足一〇・二二、未婚の母の爲六・九六、賃銀の低額、大家族五・〇七、夫の疾病四四・三等の順位である。

是等ニューカッスルオンタイン市、パーミンガム市、ノッテングラム市、ダービー市及びミッドルズブロー市、ハル市、シエツフィールド市、リーズ市、オルダム市、ライセスター市、マンチエスター市に於ける各調査を通算するに、調査の對象となりし職業婦人の各年齢階級とその人員数、及び扶養者を有する職業婦人数と扶養者を有する職業婦人の百分率とを示せば

年齢別	被調査職業婦人總数	扶養者を有する職業婦人数	扶養者を有する職業婦人の割合
一八—二〇	四、九七〇	三六九	七・四二
二一—二五	四、五〇三	四六四	一〇・三二
			八・七九%

二六—三〇	一、八四三	二九七	一六・一一
三一—三五	六八五	一六六	二四・二三
三六—四〇	七二五	二〇三	二八・〇〇
四一—五〇	五八四	一一四	一九・五四
五一—六〇	二二七	二六	一一・四五
六〇以上	一〇〇	六	六・〇〇
總計	一三、六三七	一、六四五	一二・〇六

此の表に依るも扶養者を有する年長職業婦人の割合は多いけれども、その總數に於て比較的少いのである。即ち十八歳以上二十五歳に至る職業婦人にして扶養者を有するものは八・七九パーセントを示めてゐるのに、二十五歳以上六十歳及び六十歳以上を通過して扶養者を有する年長職業婦人は一九・五パーセントを示してゐる。

被調査職業婦人の總數一萬三千六百三十七人に對して、扶養者を有する職業婦人は一千六百四十五人を占め、その割合に於て一二・〇六パーセントを示してゐる。

之に依り職業婦人の一二・〇六パーセントは或時期に於て彼等自らの爲め以外に他のものを扶養する爲めに勞働してゐるものである。十八歳より二十歳に至る職業婦人の七・四二パーセント及び二十一歳より二十五歳に至る職業婦人の一〇・三二パーセントは扶養者の爲に働いてゐるものである。

以上英國十一都市に於ける調査を通じて、職業婦人が扶養者の生活維持 The maintenance of Dependants の爲に責任を有するに至りし原因の内容に就き顧みれば、調査總件數の三分の二は、世帯主 The Normal Breadwinner の死亡であつて、即ち父か若くは夫の死亡に依るものである。而して調査件數十二パーセント六以上は、父若くは夫の疾病に基くものである。殘の五分の一は種々なる原因に依るもので、次に是等原因の種別を明にすれば

原因	件數	扶養總數	件數の割合	扶養者の割合
父の死	八六八	五三四・九七	五二・七六	四五・三四
夫の死	二一五	二〇六・六六	一三・〇七	一七・五二

父の疾病	件數	扶養總數	件數の割合	扶養者の割合
夫の疾病	一四一	一三一・九五	八・五九	一〇・三三
捨てられたる妻若くは母	六六	六五・八〇	四・〇一	五・五八
老いたる親、伯母を有するもの	四五	四一・六三	二・七三	三・五三
養老補助金の不足	一八	一五・一一	一・〇九	一・二八
賃銀の低額、大家族	九五	三六・二七	二・七七	三・〇八
父若くは夫の失業	八七	七四・七七	五・二九	六・三四
未嫁の母の爲に	二一	一七・九二	一・二九	一・五二
妹等の病弱	七一	五〇・〇〇	三・六一	四・二三
雜	一六	一一・八二	〇・九七	一・〇〇
合計	一、六四五	一、一七九・八八	一〇〇	一〇〇

此の表に依り原因を表示せる件數の多きものより先に擧ぐれば、次の順序になるのである。調査件數一千六百四十五人に就き(1)六五・八三は父若くは夫の死亡、(2)一一・六〇は父若くは夫の疾病、五・七七は養老補助金の不足、賃銀の低額なるもの、家族數の多きに依り収入の不足に依るもの、四・三二は未婚の母を養ふ爲め、一一・七三は捨てられたる妻若くは母の爲め、一・二九は父若くは夫の失業に依り、一・〇九は老いたる親、伯母を有するに依り、〇・九七は妹等の病弱の爲め、〇・二二は雜で、不明である。また職業婦人が扶養勤勞者となりし原因と扶養者總數の百分率との關係に就き、父若くは夫の死亡に於て(3)六一・八五、父若くは夫の疾病に於て(4)一五・九一、賃銀の低額、大家族に依るものに於て六・三四、未婚の母に於て四・二三、捨てられたる妻若くは母に於て三・五三、養老補助金の不足に於て三・〇八、父若くは夫の失業に於て一・五三、老へたる親伯母に於て一・二八、病弱なる妹等に於て一・〇〇を示してゐる。

(B. S. Rowntree and Frank D. Stuart, The Responsibility of Women Workers for Dependants, Oxford University Press, 1921.)

ハッチンズ氏が英國ヨークシャーに於て調査したるものに依れば、九十五人の既婚婦人に就き、職業に就きたる理由を示せば